

令和7年度（第64回）千葉県公衆衛生学会演題登録

演 題 名			
発 表 内 容 (主たる内容事項を □で囲む)	母子保健・成人保健・高齢者保健福祉・栄養・歯科保健・精神保健 地域保健・難病・災害・疫学・感染症・予防接種・薬事・食品衛生 環境衛生・その他()		
主 任 研 究 者 ※1名ご記入ください。	所 属 職位・氏名		
	所属先住所	〒	
	電 話 番 号		
	電子メール		
以下、演題内容に関わらず、全員ご記入ください。 倫理指針の確認			
研究にあたり 実施した調査等 右のうち該当するものに チェックを入れること	☐ 法令の規定より実施される研究*1 ☐ 法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究 ☐ 試料・情報*2のうち、次に掲げるもののみを用いる研究 ☐ 既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、 かつ、一般に入手可能な試料・情報 ☐ 個人に関する情報に該当しない既存の情報 ☐ 既に作成されている匿名加工情報*3		
「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」 チェックリストで 該当した番号	()	参考 (1)～(4)、(8) : 指針対象外 (5)～(7) : <u>指針対象研究</u>	
<u>指針対象研究の場合</u> 倫理審査委員会の 承認について	☐ 受けている ↳承認された倫理審査委員会名： 委員会 承認された年月日： 年 月 日 ☐ 受けていない		
備考欄			

*用語の定義は倫理指針*4に、解釈や手続についてはガイダンス*5によります。

*1 法令の規定により実施される研究：倫理指針ガイダンス第3 4参照。

*2 試料・情報：試料及び研究に用いられる情報をいう。

倫理指針第1章第2(6)参照。

*3 匿名加工情報：倫理指針第1章第2 (31) 参照。

*4 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」【令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号※令和5年3月27日一部改正】

*5 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス※令和6年4月1日一部改訂」